

公 告

令和6年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策設計業務に関する基本協定の締結
次のとおり公告します。

令和6年1月25日

国土交通省九州地方整備局
緑川ダム管理所長 吉永 勝彦

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和6年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策設計業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、緑川ダム管理所（以下「当管理所」という。）が直轄管理を行うダム等において、災害等が発生した場合等に備え、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、災害時の調査、測量・設計、地質調査等を迅速に実施するための体制を確立するものであり、もって流域住民等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最小限とすることを目的とするものである。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当管理所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

| 対象部門 | 協定対象区域 | R6協定対象企業数 |
|-----------|-----------|-----------|
| 測量・設計 | 緑川ダム管理所管内 | 5社程度 |
| 地質調査 | 緑川ダム管理所管内 | 5社程度 |
| 流量検討・氾濫解析 | 緑川ダム上下流区間 | 5社程度 |

(3) 協定期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

提出は1部門のみとし重複提出は認めない。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

①技術者の所在地（流量検討・氾濫解析部門は除く）

②有資格技術者数等

③企業としての業務実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の業務等の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当管理所が業務等の実施が必要と判断した場合は、当管理所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務等の請負契約を速やかに締結するものとする。なお、要請及び契約締結を行う企業については、当管理所において決定するものとする。
- 2) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 災害等の発生に伴う協力要請があつた場合、当管理所へ配置予定技術者が緊急に参集できる体制を確保できること。（流量検討・氾濫解析部門は除く）
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
なお、認定されていない者のした申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。
- (7) 1) 「業務分野：測量・設計部門及び地質調査部門」については、本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が熊本県内に所在すること。
また、熊本県内の本社・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

「測量・設計部門」：測量士1名以上かつ、博士、技術士又はRCCM1名以上（計2名以上）
資格区分は下記のとおりとする。

博士（土木工学系に限る）

技術士（総合技術監理部門〔選択科目が建設部門〕又は建設部門）

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門又は建設環境部門

「地質調査部門」：博士、技術士又はRCCM1名以上

資格区分は下記のとおりとする。

博士（土木工学系に限る）

技術士（総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学－地質〕又は建設部門
又は応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕）

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門又は地質部門又は土質及び基礎部門

2) 「業務分野：流量検討・氾濫解析部門」については、九州管内に本店・支店等（一般競争
（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所による。）を有していること。

また、以下の資格を有する者を配置できること。

博士、技術士またはRCCM1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博士（土木工学系に限る）

技術士（総合技術監理部門〔選択科目が建設部門〕又は建設部門）

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門又は建設環境部門

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-4703 熊本県下益城郡美里町畝野3456

国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所 担当：管理係

電話 0964-48-0216

(2) 技術資料等の交付期間及び交付方法

1) 交付期間：令和6年1月25日（木）から令和6年2月16日（金）まで
土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分

2) 交付場所及び方法

①緑川ダム管理所ホームページよりダウンロード

<https://www.qsr.mlit.go.jp/midori/>

②熊本県下益城郡美里町畝野3456

国土交通省緑川ダム管理所 管理係（3階）

手渡しにより、電子媒体（CD）で交付

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間及び提出方法

① 提出期間：令和6年1月25日（木）から令和6年2月16日（金）まで
最終日は17時00分まで

② 提出方法：メールにより提出。

提出先メールアドレス：matsumoto-t8912@mlit.go.jp

4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。